

議案第百三号

指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

平成二十五年九月十九日

提出者 港区長 武井雅昭

指定管理者の指定について

左記のとおり公の施設の管理を行わせる者を指定する。

記

一 公の施設の名称

港区立青山生涯学習館

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団

東京都港区赤坂四丁目十八番十三号

三 指定の期間

平成二十六年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

（説明）

生涯学習館の指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定に基づき、本案を提出いたします。